

滋賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県暴力団排除条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。（第3条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例

滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県暴力団排除条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活および社会経済活動に悪影響を与える存在であるという社会全体の認識の下に、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないことおよび暴力団と交際しないことを基本として推進されなければならない。</p> <p>2 暴力団の排除は、県、県民等、関係機関および法第32条の2第1項の規定により滋賀県暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者その他の関係団体による相互の連携協力の下に推進されなければならない。</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活および社会経済活動に悪影響を与える存在であるという社会全体の認識の下に、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないことおよび暴力団と交際しないことを基本として推進されなければならない。</p> <p>2 暴力団の排除は、県、県民等、関係機関および法第32条の3第1項の規定により滋賀県暴力追放運動推進センターとしての指定を受けた者その他の関係団体による相互の連携協力の下に推進されなければならない。</p> <p>第4条以下 省略</p>